御供所地区の良好なまちなみ形成に向けて補助金対象事業を募集します！

福岡市では、歴史的資源と調和した良好なまちなみ景観を形成・保全し、後世に伝えていくため、御供所地区都市景観形成地区における住宅等の新築・改修などに際して、道路や公園などに面した建物外観等の修景に要する費用の一部を補助しています。

このたび、令和７年度補助金の対象事業について以下のとおり募集を行います。

※４月末までに応募された案件は、すべて対象としますが、予算の上限を超えている場合は按分して補助します。
　５月以降は先着順で受付しますが、予算の上限に達した時は募集を終了します。
※相談は随時受け付けております。

応募方法

対象費用の詳細等をご説明しますので、まずは、下記担当までご相談ください。
期日までに提出書類に必要事項を記入し、都市景観室までご持参ください。

※様式は都市景観室で受取、または福岡市 HP（http://www.city.fukuoka.lg.jp）からダウンロードできます。福岡市 景観

整備の事例

上呉服町飲食店

御供所町個人住宅

お問い合わせ先

福岡市住宅都市みどり局都市景観室
TEL　092-711-4589
FAX　092-733-5590
E-mail　keikan-todokede@city.fukuoka.lg.jp

応募要件

■補助金交付対象者

対象地区（下図）内の建築物の所有者または占有者で、建築物等の修景を行う方※

※その他、市税の滞納がないこと、暴力団関係者でないことが要件です

■補助金の対象費用および補助金の額

1. 対象費用
　景観形成基準に基づいた建物外観や外構の整備に要する費用のうち、通常の整備に要する費用を除外した費用

2. 補助金の額
　対象費用の２分の１以内、かつ限度額 300 万円

■留意事項

1. 申し込み多数の場合は、按分による減額などを行う場合があります。また、先着順のため、予定より早く募集を終了する場合があります。
2. 申請前に着手・完了している場合は、補助金の対象になりません。
3. 原則として令和 8 年 3 月 13 日（金）までに工事を完了していただく必要がありますが、ご相談ください。
4. 現時点では、来年度も公募を行う予定としています。

裏面もご確認ください ▶▶

御供所地区都市景観形成地区の皆さまへ

景観の届出制度ついて

御供所地区では、 境内の豊かな緑や路地、 町割りなどを活かした魅力あるまちなみの形成・保全を図るため、 平成 10 年に都市景観形成地区に指定し、 建物の外観を落ち着いた色とすることや 1 階に庇を設置することなどの基準を定めています。
建物の新築や屋根・外壁の塗替えなどを行う場合には、 届出などの手続きが必要となりますので、 事前に都市景観室にご相談ください。
なお、店舗等のテナント営業者が、外壁の塗替えや看板を設置しようとする際も、手続きが必要となる場合がございますので、あわせて関係者への周知をお願いします。

届出対象行為

こんな場合には**事前に**届出が必要です！

建物を新築するとき

建物を増築するとき

建物を改築するとき

屋根・外壁を
塗り替えるとき

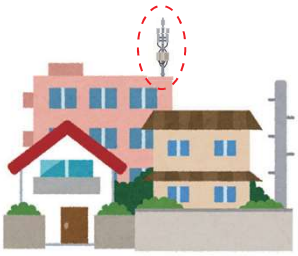

携帯電話の基地局アンテナ
を設置するとき

塀や生け垣をつくるとき

コインパーキングを
つくるとき

大きな木を切り倒すとき

看板を設置するとき
※屋外広告物許可申請

条例で定められた規模以下のものや、行為を行う箇所によっては届出が不要なものもあります。制度の内容についてご不明な点などございましたら、下記お問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

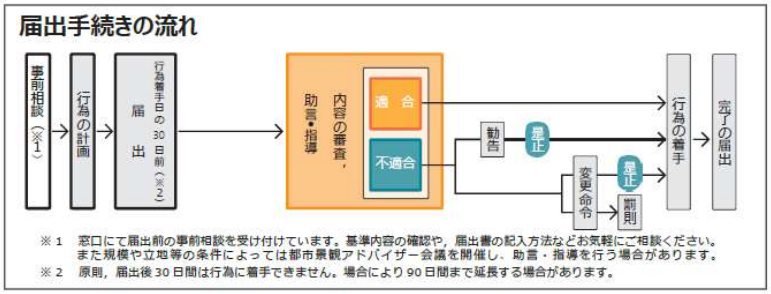

福岡市住宅都市みどり局
都市景観室
TEL 092-711-4589
FAX 092-733-5590

（裏面）